

昭和十一年以前の主事太鼓

—金亀台組所蔵文書よりみる主事太鼓の借用事例—

中齋 洋平

はじめに

こんにちの古川祭起し太鼓行事のさいに使用される、両側の鼓面に大きくえがかれた気多若宮神社の神紋が印象的な主事太鼓は、気多若宮神社が所有されており、ふだんは神社本殿に置かれている。気多若宮神社が主事太鼓を所有する以前は、神籤によつて主事に選ばれた台組が、古川町内の寺院から主事太鼓として使用する大太鼓を借用したとするのが、先学の指摘されるところである。しかるに、古川町内のどの寺院から大太鼓を借用したかについては、先学において、管見のおよぶところ一致をみていない。

さて、私は、小稿の副題にも掲げた、金亀台組が所蔵される文書を披見させていただく機会を得た。金亀台組所蔵文書のうち、現在と先代の屋台にかんする文書や、屋台蔵にかんする文書は、『古川町史』史料編に採録⁽¹⁾されているところであるが、これ以外にも、金亀台組の歴史、あるいは古川祭の歴史を把握するうえで闕かすことのできない文書が残存している。

質量ともに充実した金亀台組所蔵文書のなかから、私は、金亀台組における年度ごとの古川祭にかんする文書群に注目した。この文書群は、明治初期から昭和末期までの文書が残存している。ゆえに、これは金亀台組における古川祭の歴史を把握するための一助になる。

そこで、先学においても見解が一致していない、古川祭起し太鼓行事に使用される主事太鼓の借用にかんして、金亀台組所蔵文書によつて把握することを小稿の目的としたい。また、気多若宮神社が所有される主事太鼓の歴史についてもふれておきたい。

一 気多若宮神社所有の主事太鼓

ここでは、気多若宮神社が所有される主事太鼓についていささかのべていくが、はじめに、現在の起し太鼓行事において使用される主事太鼓にかんしてみていくことにする。

現在使用される主事太鼓の来歴については、大野政雄氏が言及されており、大野氏はかようにのべておられる。

昭和十一年十二月、渡辺一郎氏が、従来のもより胴を長くし、胴廻りも大きくした大太鼓を奉納した。両面に三つ葵の神紋を描いた現在の太鼓がそれである⁽²⁾。

右の叙述のうち、昭和十一年（一九三六）十二月に、渡辺一郎氏が気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたことにかんしては、この主事太鼓自体に手がかりがある。すなわち、太鼓の胴にかような記載がみられる。

昭和十一年丙子十二月

奉納 渡辺一郎

また、大野氏は、現在の主事太鼓は、「従来のもので、つまり、昭和四年（一九二九）に気多若宮神社が新調された主事太鼓よりも、胴や胴廻りのサイズを大きくしたものであるとのべておられる。現在の主事太鼓の寸法は、『平成元年の古川祭』によれば、胴の長さが約三尺三寸（約一・一メートル）、鼓面の直径が約二尺四寸（約〇・八メートル）であ

る^(三)。なお、後述するが、昭和四年に新調された主事太鼓は、胴が短いため、主事太鼓として使用するのには理想的ではないという指摘がなされていた。

ではなぜ、渡辺氏は、気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたのであろうか。このことについて、スコット・シュネル氏は、以下のように叙述されている。

In December 1936, Watanabe Ichiro, head of one of Furukawa's major sake-brewing households, donated and new and bigger drum to commemorate the birth of his first grandson. This is the same drum used in today's event, bearing the familiar hollyhock symbol of Ketawakamiya Shrine on its leather heads. ^(四)

つまり、渡辺一郎氏は、初孫（渡辺久郎氏）の誕生記念^(五)に、気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたと、シュネル氏はのべておられる。太鼓の両側の鼓面に気多若宮神社の神紋が入れたのは、奉納当初からであろう。なお、現在本光寺の本堂に置かれている元の主事太鼓、すなわち、昭和四年に新調された主事太鼓の鼓面には、気多若宮神社の神紋はえがかれていない。

つづいて、昭和四年に気多若宮神社が新調された主事太鼓にかんしてのべていくことにする。じつは、この太鼓こそが、気多若宮神社がはじめて所有された主事太鼓なのである。

昭和四年に新調された主事太鼓にかんして、一番の問題点は、新調された理由である。とはいうものの、先学においては、管見のおよぶかぎりではあるが、ほぼ一致をみている。なかには、「御大典」^(六)のとき渡辺久衛氏が太鼓を寄付した^(七)とする、現在の主事太鼓の来歴とを混同した証言がみられるものの、概ね、昭和天皇の御大典を記念して主事太鼓

が新調されたとする点は一致している^(八)。

ところが、清水文七氏が筆録された『神社議員集会日誌』（飛騨市行政資料）をみていくと、先学が指摘されるような主事太鼓新調の理由、すなわち、昭和天皇の御大典記念に太鼓が新調されたとは記されていないのである。『神社議員集会日誌』にかんしては、かつて、いささかふれたことがある^(九)ので、ここではくりかえさない。が、一つだけ言及するならば、『神社議員集会日誌』の記事は、神社議員会などが行なわれたつど書き継がれたものであり、いわば、同時代史料である。ゆえに、この主事太鼓新調の経緯について考えるうえで、関かすことのできない史料であると思われる。そこで、『神社議員集会日誌』より、主事太鼓新調にかんする記事をあげながら、のべていくことにする（以下に挙げる史料のうち、傍線は引用者）。

【史料①】『神社議員集会日誌』昭和四年四月一日条

四月一日。神社議員集会日誌。（会場、清水宅。）

本日夜七時半開会ス。左記報告及決議ス。

一、昭和参年度経常費収支決算報告ス。

二、全上特別会計収支決算報告ス。以上承認ス。

三、例祭本則二十七条二十八文字加増スル件。第九区長提案ハ原案通り決定シ、四月三日、区長・当番委員会合同会ニ提出シテ可決スルコトトス。

四、境外地桜畑、例年通り、古川料芸組合へ前年通条件付ニテ許可スルコト。

五、御旅所位置移転ニ付キ、町長ヨリ希望ノ件。

右、協議ノ決果、位置ハ、昭和貳年四月一日議員会決定セシニヨ

リ、変更セザル事ヲ町長へ回答スルコト。(回答委員ハ、渡辺正八・荒木内次・清水長太郎。)

六、御旅所ノ新築ハ、二ヶ年継続事業トシ、本年度ニテ敷地ヲ整地スルコト。費用ハ臨時割ニテ徴集スル事。

七、例祭ニ、御神輿ノ御巡幸ニ旭町へ巡幸相成タシ。(第一区長提案。)

右、協議ノ決果、旭座前迄御巡幸スル事ニ決定ス。

八、目醒太鼓新調ノ件。(第三区長提案。)

右ハ、協議ノ決果、経費多大折柄ニ付キ、従来通寺院ノ太鼓ヲ借用シ、礼金ハ主事ニテ負担スルコトニ決定ス。

九、大櫓樹ハ、神木トシテ玉垣ヲ設置スルコト。三日実地視察ノ上事トス。

十、氏子総代任期満了選挙ノ件。

右、第九区長神出氏動議ニテ、全員一致ノ賛成ニテ再選ニ決定ス。

十一、氏子総代会計係ノ報酬ヲ、従来貳拾円ナリシヲ、本年度ヨリ参拾円ニ増額スルコト。

右、和田総代ノ提案ニテ全員賛成決定ス。然シ、会計清水君ヨリ増加ヲ辞退セシモ、全員ノ切ナル希望ニ付キ、清水君ハ、増額高ハ任期満了ノ切寄附スル事トシテ承諾セリ。

右之通り決議ヲ了シ、例年通り慰労宴開ク。十二時解散ス。

【史料②】『神社議員集会日誌』昭和四年四月三日条

四月三日。午后一時、例祭行事ノ神籤式祭執行ス。祭典後、左記ノ件ニ付、例祭本則加増案ノ役員案ヲ開会ス。

一、例祭本則」二十七条ヲ別紙ノ文面ニ変更スル件。(神社議案提案。)

右ノ件、第一区・第十一区ハ反対ナリシモ、多数決ニテ原案通り可決ス。

同日。神社議員会。

右、決議後、社務所ニテ開会シ、左記決議ノ上、午后四時解散ス。

一、御旅所位置ニ関シ、町長へノ回答委員ヨリノ報告ハ、町長前決議ヲ了解セラレタリ。

二、目醒太鼓ノ出来合ガ、高山町①店持合アリトノ事。価代至極安価ニテ、好買物ナリトノ事。近々中ニ現品実視ノ上買上ル事トシ、代価金壹百円位ノ事。(牛丸第八区長提案。)

右、協議ノ決果、買上スル事。価格ノ事ハ、氏子総代ニ一任スル事。

昭和四年四月一日、清水文七氏子総代宅において、神社議員会が開催された。この会議において協議および決議事項は十一件あり、「目醒太鼓」新調ノ件」は第八番目であった。主事太鼓の新調については、渡辺正八第三区長から提案がなされたが、傍線部からも窺えるように、昭和天皇の御大典記念の文言はみられない。そればかりか、「経費多大折柄」のため、主事太鼓の新調は見送られているのである。なお、主事太鼓については、これまでどおり寺院から太鼓を借用し、その礼金は主事が負担することが決議されている。

ところが、二日後(昭和四年四月三日)の神社議員会において、牛丸忠三郎第八区長より、主事太鼓の既製品が販売されている情報が齎された。この情報を受けて、「現品実視」という条件が附されたものの、前回の神社議員会にて否決された主事太鼓の新調が行なわれる運びとなった。

【史料①】【史料②】をみるかぎり、先学が指摘されるように、昭和天皇の御大典記念として主事太鼓が新調されたとは、とうてい思えないのである。むろん、『神社議員集會日誌』には、神社議員集會（神社議員會）におけるすべての発言が記録されているわけではないので、もしかしたら、昭和天皇の御大典記念として太鼓を新調すべきであるという発言がなされていたかもしれない。しかるに、当時の時代風潮から推察するに、もし、昭和天皇の御大典記念として太鼓の新調が提案されたとしたならば、『神社議員集會日誌』にその記録が残るであらう。また、否決されることなく、太鼓の新調が決定されたかもしれない。

私は、【史料①】【史料②】より、この主事太鼓の購入について、あらかじめ計画されていたものではなく、主事太鼓として使用できそうな大太鼓の既製品が販売されていたという、偶然的産物ではないかと思えてならないのである。さらに、昭和天皇の御大典記念に主事太鼓を購入したとするのは、後世の附会ではないかと思うのである。ただこれは、あくまでも『神社議員集會日誌』の記事のみで憶測したにすぎない。さらに史料を渉獵すれば、昭和天皇の御大典記念に主事太鼓を購入したことを示唆する史料が現出するかもしれない。ここでのべたことは、現時点での私の理解であることを諒解されたい。

【史料③】『神社議員集會日誌』昭和四年四月十三日条

四月十三日。本日、高山町①岩本善作、長太太鼓ヲ持参ニ付、実地調査ノ上、太鼓ノ胴体ガ余リ短イノデ理想的ニアラザリシモ、価格ノ如何ニテ、交渉ノ決果、当店予定価代ヲ承諾セシニヨリ、買上ヲ現金仕払セリ。

売価代金壹百拾円ヲ買上代金八拾円也。

四月三日に開催された神社議員會の決議にともない、四月十三日に主事太鼓の実地調査が行なわれた。さきにもふれたとおり、「太鼓ノ胴体ガ余リ短イノデ理想的ニアラザリシ」という指摘があつたものの、結局は購入することに決定し、代金はマルイヤ商店に即日現金で支払われた。なお、この太鼓の購入については、氣多若宮神社の會計書類からも窺うことができる（二）。

この主事太鼓は、現在の主事太鼓が奉納されたことによつて、その役目を終えた。役目を終えた主事太鼓は、昭和十三年（一九三八）一月に本光寺が購入され（三）、いまもなお同寺の本堂に置かれている。

二 主事太鼓の借用事例（１）——先学の見解

さきにふれたとおり、昭和四年に氣多若宮神社が主事太鼓を購入する以前は、神籤によつて主事に選ばれた台組が、主事太鼓として使用する大太鼓を寺院から借用していたと先学が指摘されている。ところが、古川町のどの寺院から主事太鼓とすべき大太鼓を借用していたかについては、一致をみていない。先学の見解を分類すると、以下の三つになるであらう。

①寺院から借用したとする見解

【史料①】傍線部からも窺えるように、主事となつた台組は、寺院から主事太鼓用の大太鼓を借用し、そのつど謝礼金を支払っていたようである。しかるに、いったい古川町内のどの寺院から大太鼓を借用していたのか、また、太鼓を借用する寺院は固定されていたのかどうかは、当該史料から窺い知ることができない。

②円光寺から借用したとする見解

主事太鼓として使用する主事太鼓を円光寺から借用していたとみておられるのは、大野政雄氏と稲葉正三郎氏である。

大野氏は、昭和四十八年（一九七三）四月に古川町が発行した『広報ふるかわ』第一六五号に「起し太鼓の今昔」を寄稿され、そのなかで、かようにのべておられる。

昭和四年、御大典記念として大太鼓を新調してもらい、円光寺の太鼓を借り出さなくても済むようになった（二三）。

この叙述は、大野氏が主事太鼓の借用にかんしてのべられた最初のものであると思われる。このなかで大野氏は、円光寺から大太鼓が借用されたことを簡潔にのべられている。しかし、この叙述が史料にもとづいてなされたのか、はたまた聞き取られた証言にもとづくものなのか、明示されていないため、いまとなつては確認するのがむずかしい。

つぎにあげる稲葉正三郎氏の証言は、大野氏の叙述よりもさき、昭和四十四年（一九六九）四月十四日発行の『飛騨春秋』第一四一号（桑谷正道氏編「特集 古川まつり」）に掲載されたものである。

ずっと昔は起し太鼓の太鼓がなく、円光寺から毎年借りてきていた。同寺では借すのではないが、同行が黙つて持つていくのは仕方がないと黙認していた（二四）。

このように、稲葉氏も大野氏とおなじく、円光寺から主事太鼓として使用する大太鼓を借用していたと証言されている。しかし、後段の、円光寺から無断で大太鼓を借用していた部分については、①のみかた、すなわち、大太鼓借用のつど、主事が寺院に謝礼金を支払っていたという箇所と齟齬する。

③円光寺・本光寺・真宗寺の三か寺から借用したとするみかた

かようにのべておられるのは、蒲正彦氏である。蒲氏は、『北飛ニュース』昭和五十八年（一九八三）四月十五日号に「古川祭、昔と今」を寄稿され、古川祭の歴史や現状を、ご自身の体験をもとつきながら詳細に叙述されている。そして、その最後に、

なお、昭和四年に新調する前は、主事の大太鼓には、円光寺・本光寺・真宗寺の大太鼓を順次借用していたと思います（二五）。

三 主事太鼓の借用事例（2）——金亀台組所蔵文書より

さて、私は、先述のとおり、金亀台組が所蔵される膨大な文書を披見させていただく機会を得た。そのなかから、金亀台組における古川祭にかんする年度ごとの文書群を見いだすことができた。この文書群を、仮に「祭典書類」と呼称することにする。「祭典書類」の中身は、概ね以下の四点で、これが年度ごとに紙袋に収納されていた。

ア 古川祭のさいの買掛金を記録した「買物帳」

イ 買掛金などの支払を記録した「支払帳」

ウ 各戸に割り当てた祭費用の集金状況を記録した「割賦集金帳」

エ 古川祭のさいに使用する備品を当年度の当番から次年度の当番

へ引継ぐための「備品引渡帳」

祭典書類の残存状況を示すと、左掲の表のごとくになる。この表からも窺えるように、明治四年（一八七二）から昭和六十一年（一九八六）までの祭典書類が残存している。

そこで、この祭典書類より、金亀台組において、どの寺院から主事

表 金亀台組「祭典書類」残存状況

年次	西暦	買物帳	支払帳	割賦 集金帳	備品 引渡帳
明治 4	1871				●
明治 5	1872				
明治 6	1873				
明治 7	1874				
明治 8	1875				
明治 9	1876				
明治10	1877	●	●	●	●
明治11	1878	●	●	●	
明治12	1879	●	●	●	●
明治13	1880	●	●	●	●
明治14	1881	●	●	●	●
明治15	1882	●		●	●
明治16	1883	●	●	●	●
明治17	1884	●	●	●	●
明治18	1885	●	●	●	●
明治19	1886	●	●	●	●
明治20	1887	●	●	●	●
明治21	1888	●	●	●	●
明治22	1889	●	●	●	●
明治23	1890	●	●	●	●
明治24	1891	●	●	●	●
明治25	1892			●	●
明治26	1893	●	●	●	●
明治27	1894	●	●	●	●
明治28	1895	●	●	●	●
明治29	1896	●	●	●	●
明治30	1897	●	●	●	●
明治31	1898	●	●	●	●
明治32	1899	●	●	●	●
明治33	1900	●	●	●	●
明治34	1901	●	●	●	●
明治35	1902	●	●	●	●
明治36	1903	●	●	●	●
明治37	1904	●		●	●
明治38	1905	●		●	●
明治39	1906	●		●	●
明治40	1907	●		●	●
明治41	1908	●		●	●
明治42	1909	●		●	●
明治43	1910	●		●	●
明治44	1911	●	●	●	●
大正元	1912				
大正 2	1913			●	●
大正 3	1914				
大正 4	1915	●		●	●
大正 5	1916			●	●
大正 6	1917				●
大正 7	1918	●			●
大正 8	1919	●		●	●
大正 9	1920	●	●	●	●
大正10	1921				
大正11	1922	●	●	●	●
大正12	1923	●	●	●	●
大正13	1924				
大正14	1925				
昭和元	1926				
昭和 2	1927				
昭和 3	1928			●	

年次	西暦	買物帳	支払帳	割賦 集金帳	備品 引渡帳
昭和 4	1929				
昭和 5	1930	●		●	●
昭和 6	1931	●		●	
昭和 7	1932	●		●	
昭和 8	1933				●
昭和 9	1934			●	
昭和10	1935	●		●	●
昭和11	1936	●		●	
昭和12	1937	●		●	●
昭和13	1938	●		●	●
昭和14	1939	●		●	●
昭和15	1940	●		●	
昭和16	1941	●		●	
昭和17	1942	●		●	
昭和18	1943	●		●	
昭和19	1944				
昭和20	1945				
昭和21	1946	●		●	
昭和22	1947	●		●	
昭和23	1948			●	
昭和24	1949			●	
昭和25	1950	●		●	
昭和26	1951	●		●	
昭和27	1952	●		●	
昭和28	1953	●		●	
昭和29	1954	●		●	
昭和30	1955	●		●	
昭和31	1956	●		●	
昭和32	1957	●		●	
昭和33	1958	●		●	
昭和34	1959	●		●	
昭和35	1960	●		●	
昭和36	1961	●		●	
昭和37	1962	●		●	
昭和38	1963	●		●	
昭和39	1964	●		●	
昭和40	1965	●		●	
昭和41	1966		●	●	
昭和42	1967	●	●	●	
昭和43	1968	●	●	●	
昭和44	1969	●	●	●	
昭和45	1970	●	●	●	
昭和46	1971	●	●	●	
昭和47	1972	●	●	●	
昭和48	1973	●		●	
昭和49	1974		●	●	
昭和50	1975	●	●	●	
昭和51	1976	●	●	●	
昭和52	1977	●	●	●	
昭和53	1978	●	●	●	
昭和54	1979	●	●	●	
昭和55	1980	●	●	●	
昭和56	1981	●	●	●	
昭和57	1982	●	●	●	
昭和58	1983	●	●	●	
昭和59	1984	●	●	●	
昭和60	1985	●	●	●	
昭和61	1986	●	●	●	

太鼓を借用していたのかをみていくことにしたい。その範囲は、最初の祭典書類が残存している明治四年から、現在の主事太鼓が奉納された昭和十一年までとする。その間に金亀台組が主事を務められたのは、

明治 十四年（一八八二）
明治二十二年（一八八九）
明治三十四年（一九〇二）
明治四十年（一九〇七）

大正 十二年（一九二三）
昭和 三年（一九二八）
昭和 十年（一九三五）

の八回である。このすべての年度の祭典書類が残存しているが、明治四十年の祭典書類には、主事太鼓を借用した記録がみられない。それ以外の記録を以下に列挙する（以下に引用する史料は、すべて金亀台組所蔵文書。山括弧は引用者注）。

【史料④】明治十四年御祭典丁内入費払方判取帳

- 一、同〈金〉六拾錢 種村若連 目覚大こう人足酒三升代
此金ハ谷口へ相渡し、酒三升ハ谷口方相渡可_レ申候。
一、同〈金〉五拾錢 円光寺 太鼓借用札

【史料⑤】明治二十二年御祭典諸入費払方帳

- 一、同〈金〉五拾錢 本光寺借用物

【史料⑥】明治二十二年借用品通

- 一、大太鼓一ツ 本光寺 五拾錢

【史料⑦】明治三十四年祭典諸費用支払帳

- 一、同〈金〉五十錢 本光寺太鼓礼金

【史料⑧】大正十二年例祭祭典割賦主事配役明細帳

- 一、金貳円 太鼓御礼 真宗寺
一、金貳円 同木材損料

【史料⑨】昭和三年例祭祭典割賦集金帳

- 一、参円 真宗寺 太鼓礼金
一、貳円 青年会 青年会手当
一、参円 主事ノ一二付、特ニ青年会へ手当交付ス。

【史料⑩】昭和十年四月例祭祭典割賦集金帳

諸費用仕訳書

- 一、同〈金〉貳円 青年団手当

- 一、金壹円十二錢 坂ノ上材木代
一、同〈金〉三円 真宗寺札

【史料⑪】昭和十年主事当番諸事録

- 太鼓
借入 大太鼓 真宗宗
太鼓打 五人

【史料④】から【史料⑪】より窺えることを、以下にのべる。

第一に、金亀台組においては、時期によつて異なるものの、円光寺・本光寺・真宗寺から主事太鼓として使用する大太鼓を借用し、そのつど謝礼金を支払っていたことが窺える。

第二に、【史料⑧】【史料⑨】より、木材の費用や損料を支払っていることが窺える。この木材は、主事太鼓を搭載する櫓のものであるうか。起し太鼓行事において、主事太鼓を乗せる櫓が組まれた時期は判然としないが、もし、【史料⑧】【史料⑨】の木材が、主事太鼓用の櫓とするならば、この時期にはすでに櫓が組まれていたことが窺える。ただ、【史料⑧】【史料⑨】のみでは、この木材が主事太鼓の櫓かどうかは判断がむずかしい。

第三に、【史料⑩】【史料⑪】より、昭和十年にも真宗寺から主事太鼓として使用する大太鼓を借用し、謝礼金三円を支払っていたことが窺える。すでに、昭和四年に気多若宮神社が主事太鼓を購入しているため、本来ならば、真宗寺より主事太鼓を借用しなくてもよいはずである。金亀台組が主事太鼓を借用した理由は、そのことを示唆するてがかりがな

いたため分からない。が、【史料③】からも窺えるように、昭和四年に新調された主事太鼓は、主事太鼓として使用するには理想的ではないと指摘されている。金亀台組が神社所有の主事太鼓を使用されなかったのは、かような理由によるものだろうか。あくまでも憶測ではあるが、可能性の一つとして考えられるであろう。

おわりに

小稿にてのべたことを以下にまとめ、擧筆したい。

①昭和四年に気多若宮神社が新調された主事太鼓について、先学は、昭和天皇の御大典記念として新調されたと説明される。しかし、『神社議員集会日誌』をみるに、主事太鼓の購入は偶然的の産物のように思われ、当初から新調計画があつたようには考えられない。

②昭和四年に気多若宮神社が主事太鼓を購入する以前は、台組が寺院より太鼓を借用して、起し太鼓行事がなされたと先学は指摘されるが、どの寺院から借用していたかについては、一致をみていなかった。そこで、金亀台組が所蔵される祭典書類をみるに、金亀台組は、円光寺のほか、本光寺、真宗寺からも太鼓を借用していたことが判明した。

③昭和十年、金亀台組は、昭和四年に気多若宮神社において主事太鼓が購入されたにもかかわらず、真宗寺より起し太鼓行事のために太鼓を借用している。借用の理由について明記されていないが、購入当初から主事太鼓として使用するには理想的でないという指摘がなされていたのが、その背景にあるうか。

注

(一)『古川町史』史料編二(岐阜県古城郡古川町、昭和六十一年八月)四〇七頁〜四四五頁に、一一点の文書が採録されている。その表題のみを示すと、以下のとおりである。なお、文書表題冒頭に掲げた数字は、『古川町史』の文書番号である。

九四六「安永五年金亀台新造入用金割合帳断簡」

九四七「文政三年九月金亀台組屋台金割合月講覚帳」

九四八「天保十一年八月金亀台組新屋台造立規定」

九四九「天保十二年金亀台組新造屋台入用取調帳 乾」

九五〇「天保十二年金亀台組新造屋台入用取調帳 坤」

九五一「天保十一年金亀台組屋台再建諸事出入帳」

九五二「天保十二年六月金亀台組伊八上京雜用払方帳」

九五三「天保十二年六月金亀台組蔵壁土請取留帳」

九五四「天保十二年八月金亀台組新造屋台諸入用締高帳」

九五五「天保十二年十一月金亀台組新造屋台入用払方判取帳」

九五六「嘉永四年金亀台組屋台残尻皆済決算帳」

(二)大野政雄「起し太鼓の今昔」『広報ふるかわ』第一六五号、昭和四十八年四月、のち『飛騨の文化 斐太の歴史 大野政雄著述集』(岐阜新聞社、平成二十三年二月。引用はこれによる。以下同じ)。七二五頁。

(三)『平成元年の古川祭』(古川町教育委員会、平成三年三月)五八頁。

(四) Schnell, Scott, *The rousing drum: ritual practice in a Japanese community*. University of Hawai'i Press 1999, p258. 傍線は引用者。以下同じ。

(五)渡辺久郎氏は、昭和十一年三月二十九日のお生まれ『飛騨人物事典』(高山市民時報社、平成十二年五月)五九三頁。

(六)昭和天皇の即位礼は、昭和三年(一九二八)十一月十日、京都御所紫宸殿において挙行された『官報』昭和三年十一月十日号外。

(七) 桑谷正道編「特集 古川まつり」『飛騨春秋』第一四一号、昭和四十四年四月 三二頁。

(八) 大野政雄「起し太鼓の今昔」七二四頁、Schell, S. *The rousing drum: ritual practice in a Japanese community*, pp.238-239. ほか。

(九) 拙稿「気多若宮神社の県社昇格——神社議員集会日誌」の記事を中心にして——『飛騨市歴史文化調査室報』第四集、令和四年九月 七七頁。

(一〇) 「目覚太鼓」の呼称は、明治十二年（一八七九）九月の『御祭礼屋台規式』（飛騨古川まつり会館所蔵）が初見である。大野政雄氏は、「明治十一年目覚まし太鼓と改称していつそうその目的をはっきりさせたのは、警察署の許可をとるための便宜からであつたろうと思われる」（大野政雄「古川祭の変遷」『北飛タイムス』昭和四十九年四月十六日号、のち『飛騨の文化 斐太の歴史——大野政雄著述集』所収、七四〇頁）とのべておられるが、明治十一年（一八七八）九月の『御祭礼屋台規式』（飛騨古川まつり会館所蔵）には、「屋台引揃之儀ハ、午前第三時、為二目覚一主事屋台ヨリ太鼓ヲ鳴ラシ：（以下略）」とあって、成句としての目覚太鼓という言葉はみられない。また、こんにちの「起し太鼓」の呼称について、大野政雄氏は、昭和十六年（一九四二）に、気多若宮神社規則が改正されたことよつて復帰したとのべておられる（大野政雄「起し太鼓の今昔」七二三頁）。しかし、それよりもさき、昭和八年（一九三三）四月十八日の『気多若宮神社例祭細則』（飛騨古川まつり会館所蔵）第一条に「起シ太鼓ノ順路ハ出来得ル限り屋台順路ニヨリ之ヲ行フ」とあって、これ以後の例祭細則は、一貫して起し太鼓の呼称がつかわれている。よつて、起し太鼓の呼称が公的にも復帰したのは、昭和八年のことと思われる。

(一一) 『大正八年度臨時大祭費積立金収支整理簿』（気多若宮神社所蔵）に、「昭和四年度四月十三日 目覚長太鼓代、高山町岩本善作渡し。八〇円」と記載されている。

(一二) 『大正八年度臨時大祭費積立金収支整理簿』に、「昭和拾貳年度一月三十一日 本光寺御越太鼓^{（おこし）}不用品一個売却代入 四〇円」と記載されている。

(一三) 大野政雄「古川祭の今昔」七二四頁。

(一四) 桑谷正道「特集 古川まつり」三二頁。

(一五) 蒲正彦「古川祭、昔と今」『北飛ニュース』昭和五十八年四月十五日号 一〇面。